

## 医療法人の剰余金の使途の明確化について

### 1. 「公益法人制度改革に関する有識者会議」報告書における「剰余金」に関連する主な提言は、次のとおり。

#### ◆一般的な非営利法人制度

##### ○社団形態の非営利法人制度

###### ①趣旨

営利（剰余金の分配）を目的としない団体に一般的に法人格取得の機会を付与。

###### ②営利法人との区別

社員の権利・義務の内容として、

ア) 出資義務を負わない。

イ) 利益（剰余金）分配請求権を有しない。

ウ) 残余財産分配請求権を有しない。

エ) 法人財産に対する持分を有しない。

#### ◆公益性を有する非営利法人制度

##### ○判断要件のあり方

規律については、公益性を有する法人に相応しい規律のしっかりとした法人の受け皿の仕組みを構築する観点から、

・内部留保が過大でないこと。

・株式保有等を制限すること。

等とする。

（参考）公益法人制度改革に関する有識者会議報告書～抜粋～

### 2. 一般的な非営利法人制度

#### （2）総則的事項

##### ① 法人類型等

一般的な非営利法人制度における法人類型は、一定の目的の下に結合した人の集合に法人格を付与する社団形態の非営利法人と一定の目的の下に結合された一団の財産に法人格を付与する財団形態の非営利法人の2種類とし、前者は「営利を目的としない社団」と定義するが、後者については、財団における「非営利」の意味と併せて検討する必要がある。

#### （3）社団形態の非営利法人制度

##### ① 趣旨

営利（剰余金の分配）を目的としない団体に一般的に法人格取得の機会を付与することによって、法人を設立して活動しようとする人々の自由活発な活動を促進する。

##### ③ 営利法人と区別

社員の権利・義務として、ア) 出資義務を負わない、イ) 利益（剰余金）分配請求権を有しない。ウ) 残余財産分配請求権を有しない、エ) 法人財産に対する持分を有しないこととし、営利法人制度との区別を明確化する。

#### （4）財団形態の非営利法人制度

##### ① 趣旨

設立者が一定の目的の下に提供した財産に法人格取得の機会を広げることによって、設立者の

創意に基づく財産の社会的活用を促進する。

### 3. 公益性を取り扱う仕組みの在り方

#### (2) 判断要件のあり方

##### ② 事業

##### ウ 収益的事業の要件

公益性を有する法人が、その健全な運営を維持し、十分な公益的活動を行うための収入を確保するために、付随的に収益を目的として行う事業（以下「収益的事業」という。いわゆる税法上の収益事業ではない。）を行う場合は、以下の要件に適合することが必要である。

##### (ア) 収益的事業に伴う利益の公益的事業への使用

公益性を有する法人が、その健全な運営を維持し、十分な公益的事業を行うための収入を確保するために、付随的に収益を目的として行う事業が許容されることにかんがみれば、収益的事業の利益は原則として公益的事業のために使用することが適当である。

ただし、例えば、公益的事業を行うための資金を拡大するために収益的事業の拡大を企図して収益的事業の利益を再投資する場合等、法人個別の事情も斟酌することが望ましいと考えられることから、判断主体において委員会の意見に基づき、特に合理的理由が認められると判断する場合に限り、利益を公益的事業以外の事業に使用することも許容することが適当である。この場合、併せて、利益を公益的事業以外の事業のためにも使用する合理的理由について情報開示を求めるべきである。

##### ③ 規律

公益性を有する相応しい規律のしっかりした法人の受け皿の仕組みを構築する観点から、主な規律（後述の「ガバナンスのあり方」に含まれる規律を除く）の要素として、以下の事項が挙げられる。

##### イ 役員報酬等

役員報酬等が法人の資産・収入の状況から見てあまりに多額になると、公益性を有する法人として不適切な利益分配となるおそれがあり、かつ、公益的事業を圧迫する可能性があることから、役員報酬等が不当に高額であることは適当ではない。

しかしながら、適切な役員報酬等について、すべての公益性を有する法人に対し一律に基準を設けることは困難であり、法人運営に必要な有用な人材を確保する観点からも、適切な役員報酬等のあり方については、公益性を有する法人の自律性を尊重することが望ましいと考えられ、役員報酬等については、例えば、役員に対する報酬等の支給基準の開示を求めるなど、国民一般に対する情報開示を通じた社会監視の対象とすることが適当である。

##### エ 内部留保のあり方

公益的事業を適切かつ継続的に行うため、一体の内部留保は必要であるが、積極的に不特定多数の者の利益の実現を目的とする活動であれば、本来単年度の収支において大幅な黒字を生ずるものでないと考えられる。また、こうした収支余剰の累積等に伴い、本来公益的な事業に使われるべき資金が、使われず法人内部に蓄積させるのは望ましくない。

このため、適正な法人活動を制約しない範囲で、将来の公益的事業の実施に必要な範囲を超えて過大な資金等が留保されることがないように、法人の実態等も踏まえつつ、適切な規律を設けることが適当である。具体的な規律のあり方としては、現行指導監督基準等による「いわゆる内部留保」の考え方について、例えば、正味財産との関係にも留意しつつ必要な見直しを行い、できるだけ恣意性を排除した客観的な規律とすることが望ましい。

また、当該規律に係る適正な水準については、指導監督基準等において望ましいとされている、一事業年度における事業費、管理費等の合計額の30%程度以下という水準は、適正な法人活動を制約するおそれがあるとの指摘を踏まえ、見直すことが適当である。ただし、法人個別の事情を斟酌する必要があることから、判断主体において委員会の意見に基づいて、特に合理的理由が認められると判断する場合に限り、当該水準を超えることも許容することが適当である。この場合、併せて、当該水準を超える合理的理由について情報開示を求めるべきである。

##### オ 管理費等の水準

公益的事業を圧迫する可能性があることから、管理費の総支出額に占める割合や人件費の管理費に占める割合が過大なものであるのは適当でない。

しかしながら、適切な管理費等の水準について、すべての公益性を有する法人に対し一律の基準を設けることは困難であり、業種ごとの柔軟な法人運営といった観点からも、適切な管理費等の在り方については、公益性を有する法人の自律性を尊重することが望ましいと考えられ、管理

費等の水準については、例えば、管理費の総支出額に占める割合や人件費の管理費に占める割合の開示を求めるなど、国民一般に対する情報開示を通じた社会監視の対象とすることが適当である。

カ 財産的基盤の確保

公益性を有する社団形態の法人については、設立目的の達成等のため、健全な事業活動を継続するために必要な確固とした財政的基礎を有することが望ましい。

しかしながら、業種・法人ごとに求められる財産的基盤のあり方が異なることから、すべての公益性を有する法人に対して一律の基準を設けることは困難であり、多様な形態の法人活動を促進すべきといった観点からも、適切な財産的基盤の確保のあり方については、公益性を有する法人の自律性を尊重することが望ましいと考えられ、財産的基盤の確保については、例えば、財務書類の開示を求めるなど、国民一般に対する情報開示を通じた社会監視の対象とすることが適当である。

キ 株式保有等制限

公益性を有する法人は、積極的に不特定多数の者の利益の実現を目的とする法人であることから、営利企業の支配を通じた制度の濫用が行われることは適当でなく、原則として、運用財産の管理運用である場合及び設立者・寄附者の公益的な意思に基づき処分に制限が課された財産として寄附された場合を除き、株式保有等を行ってはならないとすべきとの考え方がある。この場合、財産の管理運用等の場合であっても、株式等を保有する営利企業の全株式の2分の1を越える株式等の保有を行ってはならないよう措置するとともに、情報開示を通じて株式の保有等に関する内容を明らかにすることが適当である。

一方、公益性を有する法人が付随的に収益事業を行うことができるのであれば、収益的事業を行う子会社等を有することも認めるべきとの考え方がある。ただし、この場合、制度の濫用を防止する観点から、子会社等にも公益性を有する法人と同程度の情報開示を求め、公益性を有する法人と子会社等を合わせて公益性の判断要件を満たさなければいけないこととするなど、一定の制約が必要と考えられる。

## 2. 「医療法人制度改革の基本的な方向性について」における「透明性の確保」の主な論点の整理は、次のとおり。

### 【改革を通じた医療法人の将来の姿（案）】

- 医療法人の財政基盤としての剰余金の用途については、医療法に明確に規定することによって、医療法人の非営利性をより鮮明にするとともに、剰余金はすべて医療に再投資することによって地域に還元することとし、特定の個人や団体に帰属させるものではないことを明らかにしてはどうか。

### 3. 医療法人の剰余金の使途の明確化について

- ◇ 公益法人制度改革の提言において、一般的な非営利法人制度の中で営利法人との区別をするため、社団形態では、社員の権利・義務の内容に、
  - イ) 利益（剰余金）分配請求権を有しない。こととされている。
- ◇ 医療法人については、医療法第54条で剰余金の配当を禁止している。この主旨は、剰余金の使途は医療の向上に還元するものであって、具体的な取扱いは、医療法人の使命の表れとしてその使途先は委ねられており、これまでは、特段の基準は設けられていなかった。
- ◇ しかしながら、規制改革・民間開放推進会議などから、
  - ①剰余金が必ずしも医療の向上に還元しているとは言えないのではないか。
  - ②事業活動により生じた収益を、医療法人の運営上適切でない費用や不要な費用に充てているのではないか。として、非営利性が形骸化しているのではないかと指摘されているところ。
- ◇ このような中、医療法人の非営利性を徹底し、医療の永続性・継続性の確保に向けて、従来の剰余金の配当禁止に加えて、
  - ①剰余金の使途の明確化、
  - ②不適正な費用負担（利益供与）の禁止といった観点から、以下の具体的方策（案）をたたき台として、剰余金の使途の明確化に係る考え方等を整理、検討していくこととしてはどうか。

#### ①医療法人の剰余金の使途に関する現状

##### ◇医療法第54条（剰余金の配当禁止）

- 医療法人の非営利の位置付けとして、医療機関等の運営により生じた利益（剰余金）の社員等へ分配を禁止。

（参考）医療法

（剰余金配当の禁止）

第54条 医療法人は、剰余金の配当をしてはならない。

- 剰余金の具体的な使途の例は、次のとおり。
  - ・設備整備に要する費用。
  - ・医療機関の医療従事者を含めた法人職員に対する給与改善費用。
  - ・将来の施設整備に係る積立金（医療法人に留保）
- また、配当ではないが、事実上利益の分配とみなされる行為として、次のような事例については、配当類似行為として禁止。
  - ・近隣の土地建物の賃借料と比較して、著しく高額な賃借料の設定
  - ・病院等の収入等に応じた定率賃借料の設定
  - ・病院等の本来業務や附帯業務以外の不動産賃貸業
  - ・役員等への不当な利益の供与等

### ◇剰余金の会計処理の取扱い

- 剰余金は、貸借対照表において「自己資本」である「資本」の一部として計上され、それを財源により資産を形成しているもの。

(参考) 貸借対照表

財産 の 状 態	資 産	負 債	} 他人資本
	流動資産	流動負債 固定負債	
	固定資産	資 本	} 自己資本
		出資金・基金 資本剰余金 利益剰余金	
	計	計	

- このため、計算結果として生じる剰余金は、具体的な形態としては、資産として留保されており、医療法人の外部には流失しない仕組みとなっている。

## ②剰余金の使途の明確化に係る具体的方策（案）〈たたき台〉

### I. 医療法における位置付けについて

#### ◇剰余金の使途の明確化

- 仮に医療法に剰余金の使途を明示（資金的・会計処理的な取扱いを明記すること）した場合、医療法人にとっては硬直的な会計・財務状態となり、法人運営の自主性を阻害する可能性が高い。
- このことから、医療法人の運営の自主性を阻害しないようにするため、法人の自主的な規律としての剰余金の使途の考え方の明確化の検討を進めるべきではないか。
- 具体的には、剰余金の使途の明確化は、医療法人の運営に必要な経費として、次のような理念的な規定を明示してはどうか。

#### 《例》

医療法人の剰余金は、運営に必要な（次に掲げる）経費に充てるものとする。

- |   |   |   |
|---|---|---|
| { | <ul style="list-style-type: none"> <li>一 医療の質の向上に向けた資源の充実に要する費用</li> <li>二 安定的な財政基盤の確保に要する費用</li> <li>三 医療法人の経営の確立に要する費用</li> </ul> | } |
|---|---|---|

#### ◇適正な費用負担の取扱い

- 剰余金の使途の明確化を図る一方で、医療法人の適正な運営に資する観点から、実質的に利益を流失させる可能性のある資金を費用化する場合の取扱いとして、不適切な費用負担を禁止することを、医療法に位置付けることとしてはどうか。

#### 《例》

医療法人は、その運営に著しく支障を来す経費の負担をしてはならない。

## Ⅱ. 剰余金の使途の明確化の考え方

### ◇医療の質の向上に向けた資源の充実

- 「医療の質の向上に向けた資源の充実」の考え方は、医療法人が従来から行っている建物や医療機器の整備はもとより、医療を提供する医療従事者等スタッフの資質の向上に向けた処遇改善、研修の実施など医療法人の医療資源である「物」及び「人」の効果的な充実を図るものとしてはどうか。

#### 《医療の質の向上に向けた資源の充実の例》

※ これらはいくまでも例示であり、剰余金の使途がこれだけに限られるものではない。

- ◆施設整備費用
  - ・施設整備（改修、増改築、修繕等）
- ◆設備整備費用
  - ・医療機器整備、システム開発等
- ◆職員関係費用
  - ・給与（退職金）改善費用、学会・研修費用
- ◆医療安全費用
- ◆臨床研修費用
- ◆看護師等養成施設費用
- ◆医療機能連携費用
  - ・機能評価費用、地域連携ネットワーク費用
- ◆臨床研究費用
  - ・治験費用、臨床技術開発費用
- ◆地域保健活動費用
  - ・検診費用
- ◆これらに係る積立金

### ◇安定的な財政基盤の確保

- 「安定的な財政基盤の確保」の考え方は、医療法人が多様化する事業に適切に対応する上で、経営管理体制の強化、財政基盤の充実など財政的資源の充実を図るものとしてはどうか。

#### 《安定的な財政基盤の確保の例》

※ これらはいくまでも例示であり、剰余金の使途がこれだけに限られるものではない。

- ◆経営関係費用
  - ・経営改善費用、外部監査費用、情報公開費用等
- ◆社債関係費用
  - ・格付け機関審査費用、元利金
- ◆医療法人共助費用
  - ・他医療法人への出資、経営支援（社債購入）費用
- ◆社会福祉事業費用
  - ・社会福祉法人への寄付、社会福祉事業費用
- ◆これらに係る積立金

#### ◇医療法人の経営の確立

- 「医療法人の経営の確立」の考え方は、医療法人の非営利性がより徹底されるものとしてはどうか。

#### 《使途の具体的取扱い》

※ これらはいくまでも例示であり、剰余金の使途がこれだけに限られるものではない。

- ◆ 持分のない医療法人への移行のための費用
- ◆ これらに係る積立金

### Ⅲ. 適正な費用の取扱いの考え方

#### ◇適正な費用負担の取扱い

- 医療法人が今後とも安定した運営を行えるよう、以下のような取扱いは望ましくないものとして、明示してはどうか。

#### 《不適切な費用負担の例》

- ◆ 外部に対する不適切な利益分配の禁止
  - ・ 役員、社員等への根拠のない高額報酬や法人の運営と関連しない不適切な資金貸付け 等
- ◆ 不要な費用負担による実質的な利益分配の禁止
  - ・ 医療法人の運営とは関係のない費用の支出
  - ・ 社会通念上著しく高額な賃借料や収入に応じた定率賃借料の支出 等

## 「公益性」に関する考え方の整理と医療計画による位置づけ

◇「公益法人制度改革に関する有識者会議」報告書では、「公益性」の考え方について次のとおり指摘されている。

## 【「公益法人制度改革に関する有識者会議」報告書（抄）】

- 公益性を取り扱う仕組みの在り方については、新たな判断主体が、出来るだけ裁量の余地の少ない客観的で明確な判断要件に基づき、公益性を有するに相応しい規律のしっかりした法人の受け皿となる透明性の高い仕組みを構築することが適当。
- その際、法人のガバナンスの強化を通じた自律的な監査・監督機能の充実と情報開示の徹底を通じた社会監視の充実を図ること。
- あわせて、公益性を判断する主体が的確な事後チェックを行うことにより、公益性を有する法人の適正な運営を図ること。
- 公益性を有する法人の目的は、積極的に不特定多数の利益の実現を図ることを基本とすることが適当。
- 法人が提供する財・サービスの直接的な受益者が特定の範囲の者に限られない場合、不特定多数の利益の実現が図られていると考えられること。
- 一方で、受益者が特定の範囲の者に限られる場合であっても、その受益の効果が広く社会全体や十分に広い範囲に及ぶことを積極的に意図して事業を行い、その事業を媒介にして社会全体あるいは十分に広い範囲に利益が及ぶ場合も、不特定多数の利益の実現が図られていると判断することが適当。
- 多数については、必ずしも数の多いことを要件とするのではなく、例えば、まだ数人の患者しか発見されていない難病の研究も公益性を有すると考えられることから、その受益の及ぶ範囲も踏まえ、柔軟に解することが適当。
- 公益性を有する法人が行う公益的な事業については、市場経済では適切な供給が困難な財・サービスを提供する事業であることを基本とし、公益目的との関係で、事業による受益の及ぶ範囲が社会的な広がりを持つことが適当。
- 事業の内容については、要件をできるだけ客観的で明確なものとし、公益性の有無の予測可能性を高めることが望ましいことから、現行の関連制度も参考にしつつ、具体的な事業を適切に列挙することとし、これに該当する場合は公益性を有すると判断することが望ましいこと。
- また、価値観や社会ニーズが多様化する中、多種多様な公益活動があり得ることから、いわゆるバスケットクローズを設けることとし、列挙された事業に該当しない場合であっても、当該規定に基づき、判断主体において特に認めた事業については、公益性を有するものと判断することが適当。
- 公益を本来的目的とする法人である以上、公益的事業の規模は法人の事業の過半を占めることが必要。

◇また、「医療法人制度改革の基本的な方向性について」では、「公益性」の考え方について次のとおり論点を整理している。

- 住民にとって望ましい医療については、都道府県が作成する医療計画に位置づけることとし、その医療を認定医療法人が担うことによって、医療の公益性を確立することとしてはどうか。あわせて、地域の医療ニーズに対応するよう都道府県が作成する医療計画については定期的に見直すようにしてはどうか。
- 医療計画に位置づけられる医療については認定医療法人の積極的な役割を期待し、特定の分野の医療を担う主体として、認定医療法人を公的医療機関とともに位置づけてはどうか。
- 認定医療法人が行う公益性の高い医療については、当該認定医療法人の事業規模のうち一定の範囲以上占めることとしてはどうか。

◇以上を踏まえ、公益性の高い医療（活動）については、次のようにすることによって、その公益性を判断することとしてはどうか。

☆「公益性の高い医療（活動）」についての考え方

- ・ 公益性の高い医療（活動）については、通常の提供される医療（活動）と比較して、継続的な医療（活動）の提供に困難を伴うものであるにもかかわらず、地域住民にとってなくてはならない医療（活動）であること。
- ・ 公益性の高い医療（活動）の内容については、医療計画に記載すべき医療の内容を規定した医療法第30条の3第2項各号に掲げる事項を基に、法令に基づいた厚生労働大臣告示でもって定めること。
- ・ 厚生労働大臣告示を作成するに当たっては、パブリックコメントなど国民の幅広い意見を聴いて、透明性の高い手続きでもって定めること。
- ・ 厚生労働大臣告示によって定める公益性の高い医療（活動）の内容については例えば別紙のように具体的に例示すること。
- ・ 一方で、公益性の高い医療（活動）については、多種多様なものであること、都道府県によって違いがあること等から、医療法に列挙される事項以外に、都道府県が判断する公益性の高い医療について厚生労働大臣が同意する等の手続きを経ることによって、社会のニーズに適切に対応できるようにすること。
- ・ 厚生労働大臣告示については定期的に見直すこと。

(別紙)

公益性の高い医療（活動）として医療計画に位置づけられるもの（案）

（「公益性の高い医療（活動）」についての基本的な考え方（案））

○通常提供される医療（活動）と比較して、継続的な医療（活動）の提供に困難を伴うもの（☆）であるにもかかわらず、地域住民にとってなくてはならない医療（活動）

☆継続的な医療（活動）の提供に困難を伴う事例

- ①救命のために常時医療を提供するものであること
- ②居住地域や病態の程度にかかわらず等しく医療を提供するものであること
- ③医療従事者に危害が及ぶ可能性が高いにも関わらず提供することが必要な医療であること
- ④患者や地域の医療機関に対し無償で相談助言や普及啓発を行うものであること
- ⑤高度な医療技術などの研究開発や質の高い医療従事者の養成であって科学技術の進歩に貢献するものであること

（現時点で考えられる「公益性の高い医療（活動）」（案））

※休日診療、夜間診療等の救急医療

- ・ 周産期医療を含む小児救急医療
- ・ 精神救急医療
- ・ 災害など緊急時に対応する医療（災害医療）

※へき地医療・離島医療

- ・ 重症難病患者に対する継続的な医療
- ・ すべての感染症に係る患者を診療する医療
- ・ 筋萎縮性側索硬化症（ALS）など継続的な在宅療養を必要とする患者に対する医療や当該患者の療養環境の向上を図る活動
- ・ 患者を早期に社会復帰に結びつける医療連携に関する活動
- ・ 医療安全及び疾病予防に関する先進的な活動であって、患者や地域の医療機関に対し無償で相談助言や普及啓発を行う活動

※質の高い医療従事者の確保・養成に関する活動

- ・ 高度な医療技術を利用した研究開発であって、患者や地域の医療機関に対し当該研究結果情報を無償で提供する活動
- ・ 治療との有機的な連携による治験（活動）

※は既に医療法第30条の3第2項各号に掲げられている事項

(参考)

## 医療法第30条の3第2項各号に掲げられる事項について

### ◎医療法（昭和23年法律第205号）

第30条の3 都道府県は、当該都道府県における医療を提供する体制の確保に関する計画（以下「医療計画」という。）を定めるものとする。

2 医療計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 （略）

二 （略）

三 （略）

四 地域医療支援病院の整備の目標その他機能を考慮した医療提供施設の整備の目標に関する事項

五 医療提供施設の設備、器械又は器具の共同利用等病院、診療所、薬局その他医療に関する施設の相互の機能の分担及び業務の係に関する事項

六 休日診療、夜間診療等の救急医療の確保に関する事項

七 へき地の医療の確保が必要な場合にあつては、当該医療の確保に関する事項

八 医師及び歯科医師並びに薬剤師、看護師その他の医療従事者の確保に関する事項

九 前各号に掲げるもののほか、医療を提供する体制の確保に関し必要な事項

3～13 （略）

## 公立病院等の経営効率を向上させる方策としての「管理委託」の考え方

### I. 都道府県立病院又は市町村立病院等の経営委託に関する現状の制度

#### (1) 地方独立行政法人制度（地方独立行政法人法）

- 住民の生活、地域社会及び地域経済の安定等の公共上の見地からその地域において確実に実施されることが必要な事務及び事業であって、地方公共団体が自ら主体となって直接に実施する必要のないもののうち、民間の主体にゆだねた場合には必ずしも実施されないおそれがあるものと地方公共団体が認めるものを効率的かつ効果的に行わせることを目的として設立される法人。
- 地方独立行政法人のうち、役職員に地方公務員の身分を与えるものを特定地方独立行政法人という。

#### (2) 指定管理者制度（地方自治法）

- 公の施設の設置の目的を効果的に達成するため必要があると認めるときは、条例の定めるところにより、法人その他の団体であってふつう地方公共団体が指定するものに、当該公の施設の管理を行わせることができる制度。
- 指定管理者制度により医療機関を管理委託する場合は、指定管理者に営利を目的とする者は含まれないこととされている。
- また、指定管理者制度を活用した場合、地方公共団体が医療法上の開設者となり、指定管理者が医療法上の管理者となる。

#### (3) P F I 制度（民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（P F I 法））

- 民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用した公共施設等（医療施設）の建設、維持管理及び運営（これらに関する企画を含む。）の促進を図るための措置を講ずること等により、効率的かつ効果的に社会資本を整備し、もって国民経済の健全な発展に寄与する。

※ また、公益法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律では、医療法人をはじめとした特別の法律により設立された営利を目的としない法人への地方公務員の派遣を認めているところ。これにより、自治体立病院を指定管理者制度などにより医療法人に包括管理委託する場合の地方公務員の処遇について一定の効果がみられるものと考えられる。

## Ⅱ. 平成 16 年 12 月「医療法人制度改革の基本的な方向性について（主な論点の整理）」

○ 効率性が向上し、透明性が確保された民間非営利組織である認定医療法人が担う医療については、既存の自治体立病院をはじめとする公的医療機関が担う公益性の高い医療と何ら違いはないことから、認定医療法人が公的医療機関の経営を積極的に担うことができるようにし、もって公的医療機関の経営効率を高めることとしてはどうか。

### 【検討事項】

☆ 都道府県立病院又は市町村立病院などの自治体病院については、住民に対し透明性のある経営を実施している認定医療法人が積極的に管理受託できるような措置を講じてはどうか。（なお、実際に管理する者は、病院又は診療所であれば医師又は歯科医師でなければならず、当該医師又は歯科医師は、他の病院又は診療所を管理しない者でなければならないものとする。）

（参考条文：医療法（昭和 23 年法律第 205 号））

第 10 条 病院又は診療所の開設者は、その病院又は診療所が医業をなすものである場合は臨床研修修了医師に、歯科医業をなすものである場合は歯科医師に、これを管理させなければならない。

2 病院又は診療所の開設者は、その病院又は診療所が、医業及び歯科医業を併せ行うものである場合は、それが主として医業を行うものであるときは臨床研修修了医師に、主として歯科医業を行うものであるときは歯科医師に、これを管理させなければならない。

第 12 条 病院、診療所又は助産所の開設者が、病院、診療所又は助産所の管理者となることができる者である場合は、自らその病院、診療所又は助産所を管理しなければならない。但し、病院、診療所又は助産所所在地の都道府県知事の許可を受けた場合は、他の者にこれを管理させて差支ない。

2 病院、診療所又は助産所を管理する医師、歯科医師又は助産師は、その病院、診療所又は助産所の所在地の都道府県知事の許可を受けた場合を除くほか、他の病院、診療所又は助産所を管理しない者でなければならない。

第 39 条 病院、医師若しくは歯科医師が常時勤務する診療所又は介護老人保健施設を開設しようとする社団又は財団は、この法律の規定により、これを法人とすることができる。

2 前項の規定による法人は、医療法人と称する。